

セフティ・ドライビング・アシストシステム

安全運転補助装置 FC-S1

取扱説明書・定期点検記録・保証書

このたびはFC-S1をお買い上げいただき、ありがとうございます。

ご使用前に、この取扱説明書をよくお読みのうえ正しくご使用ください。

お読みになった後は、大切に保管していただき、その都度ご参照ください。

※本装置は別紙の取付説明書を参照いただき、正しく取り付けしてください。

※本書には「定期点検記録」「納車確認書」「保証書兼登録カード」綴じ込まれています。

お読みになった後は、車検証と一緒に常備されることをおすすめします。

※お車を売却または譲渡される場合は、その前に必ず取り付けされた販売店で、機能の作動停止処理をお願いしてください。

※このシステムはワンオーナー車（本装置の最初の購入者・使用者）だけの保証をお願いしています。

目次

| | |
|--------------|----|
| 安全上のご注意 | 2 |
| 商品の概要 | 4 |
| アクセルペダルの使用範囲 | 6 |
| 始業点検の方法 | 7 |
| 使用上のご注意 | 8 |
| 定期点検記録（中扉） | 9 |
| 定期点検整備記録 | 10 |
| 定期点検項目記録 | 11 |
| 保証規定 | 12 |
| 納車確認書 | 15 |
| 保証書 | 17 |

安全上のご注意

絵表示について

この「安全上のご注意」には、お使いになる方や他人への危害と財産の損害を未然に防ぎ、安全に正しくお使いいただくために、重要な内容を記載しています。ご使用する場合は、下記の内容をよく理解して記載事項をお守りください。



警告

この表示の欄を守らないと人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容です。



注意

注意事項を守らないと、けがをしたり本製品が性能を発揮しなかったり、故障や周辺機器に損害を与えたりすることがあります。



気をつけていただきたい内容です。



してはいけない内容です。



しなければならないことを表しています。

お客様または第三者が、この製品の誤使用、使用中に生じた故障、その他の不具合、またはこの製品の使用によって受けられた損害につきましては、法令上の賠償責任が認められる場合を除き、弊社は一切その責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

警告



■ 「セフティ・ドライビング・アシストシステム (FC-S1)」は、必ず専門業者に取り付けを依頼してください。お客様が独自で本装置を取り付けまたは修理した場合に発生する事故や故障については、(株) エフ・アール・シー及び販売代理店、取付販売店は一切責任を負いません。

■ 本装置の点検・メンテナンスは、必ず取り付けられた専門業者にお願ひしてください。お客様ご自身による点検・調整が原因で起きた事故や故障については、(株) エフ・アール・シー及び販売代理店、取付販売店は一切責任を負いません。



■ 本装置を取り付けたお車で、ペダル踏み間違いによる事故を起こされても(株) エフ・アール・シー及び販売代理店、取付販売店は一切責任を負いません。本製品はペダル踏み間違い事故を軽減する安全運転補助装置です。



■ 本製品を取り付けたお車を受け取られたら、はじめにエンジンを掛けずに始業点検を実施してください。慣れない状態で運転することは避けてください。詳しくは、本文の始業点検の方法(7ページ)を ご覧になり順守してください。

注意



- 本装置は、アクセルペダルを警告音がした後も更に強く踏み込むと機能が作動してエンジンを停止させる装置です。ペダルを踏み間違っ
てアクセルペダルを踏んだ場合でも、踏む力が弱いと機能が作動しませんのでご注意ください。



- 通常の走行中に、アクセルペダルをある程度踏み込んだ時、警告音が聞こえたらそれ以上踏み込まないでください。

- 走行中アクセルペダルを故意に強く踏み込みエンジンを強制停止しないでください。

- 走行中エンジンが停止した場合、ブレーキペダルはポンピングしないでください。倍力装置が動かなくなり、通常の踏力ではブレーキの効きが弱くなります。(ブレーキペダルを一度の操作で、車両を停止させる)



- 走行中エンジンが停止するとハンドルが重くなる車種があります。注意してお車を停めてください。(走行中エンジンが停止した場合、通常よりハンドルを強く操作してください)

- システムスイッチを子供がいたずらすると作動しない場合があります。十分注意してください。

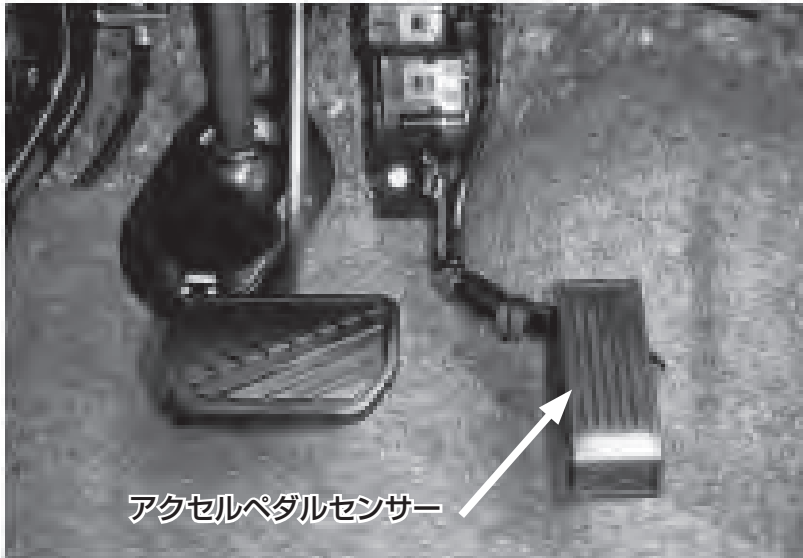


- 本装置は車のブレーキ装置とは連動していません。機能が作動しエンジンが停止したら安全な場所にブレーキを踏んでお車を停めてください。

- 本装置を装着した車を他の人が運転する場合は、必ずこの取扱説明書を読み、操作方法を理解されることが必要です。

商品の概要

■ セフティ・ドライビング・アシストシステム



● システム作動スイッチ



■ 特長

- 通常の運転では何の障害もありません。アクセルペダルを踏み込んでいくと、はじめにペダルが重くなり、本装置の作動（エンジン停止体感警告）を予告します。
- ペダルが重くなり、さらに踏み込むとシステムランプ黄色が点灯し、音声案内で“アクセルを踏んでいます”と警告します。（エンジン停止予告）踏み過ぎを視聴覚で知らせますので誤って作動させる心配がありません。
- アクセルペダルを更に踏み込むと警告ランプ（赤）が点灯し、エンジンが停止します。同時に音声で案内があります。（P.7 始業点検の方法参照）
- エンジンが停止すると、ハンドルが重くなる車種もありますが、余力を利用して注意深くハンドルを操作し安全な場所に車を停めることができます。
- エンジンを掛けることなく、本装置の始業点検が行えます。
- 本装置にはシステムスイッチが含まれています。「急発進」「急加速」運転や「高速道路」「急登坂路」など、アクセルをいっぱい踏み込む運転が必要な場合は予めスイッチを切り、機能を OFF することができます。
- 一度エンジンが停止状態になると、アクセルペダルを戻しても警告ランプが点灯し続け操作ガイドアナウンスが繰り返し流れ続けます。
- コントローラースイッチをリセットすることで機能を元に戻すことができます。
※コントローラースイッチ ON を OFF にしてから ON にする



ご注意

- 機能が作動してエンジンが停止した場合、車は余力や坂など重力を限度に前進またはバックしますので安全な場所に車を移動しブレーキを踏んで停めてください。
- 「急発進」「急加速」運転や「高速道路」「急登坂路」など、アクセルをいっぱい踏み込む運転が必要な場合はシステムスイッチを切ってください。
- 本製品を取り付けるとアクセルペダルの高さが変わります。
- 本製品をご使用の際は、本書を十分ご理解の上、使用してください。

アクセルペダルの使用範囲 (例)

(イメージ例)

アクセルペダルの使用範囲



①はアイドリング状態のアクセルペダルです。

①～②の間で追い越し加速やキックダウンが働きます。(自動車メーカーの製造範囲です)

②一般走行時のベタ踏み状態です。靴の踵が床に付いている場合です。

②でペダルが重くなる、ベタ踏み状態です。

(第一のエンジン停止体感警告)

※ペダルが床またはストッパーに当たった状態。

②更にペダルを強く踏むと、ペダルセンサーが感知し警告ブザーが鳴ると同時にコントローラーの(黄色)ランプが点灯し、“アクセルを踏んでいます”と音声案内があります。

(第二のエンジン停止警告)

②更に強く踏み込むとエンジンが停止し、(赤色)ランプが点灯します。同時に音声で案内があります。(P.7 始業点検の方法参照)

慌ててブレーキペダルと間違えて、アクセルペダルを強くベタ踏みした場合

(例：靴の踵が床から離れた状態)



②アクセルペダルをブレーキペダルのように強く踏むと、エンジンが緊急停止します。

※一度エンジンが停止状態になると、アクセルペダルを戻しても警告ランプが点灯し 続け操作ガイドアナウンスが繰り返し流れ続けます。

※コントローラースイッチをリセットしてください。

※リセット(コントローラースイッチ ON を OFF にしてから ON にする)



エンジンを始動せずに、このペダル感覚を覚えてください。

始業点検の方法

お車を使用する前に ①スイッチの入れ忘れ防止 ②装置の機能の確認 ③機能が作動するペダルの位置の体感のために、必ず始業点検を行ってください。

■ 始業点検の順序

①まずはじめに、次の3点の確認を行ってください。

- パーキング ブレーキが作動している。
- チェンジレバーがPまたはNレンジに入っている。
- 前後左右に人や障害物がない。

②イグニッションスイッチをONにする。
(エンジンは始動しない)

③本装置のスイッチをONにし、作動ランプが点灯することを確認する。
(エンジンは始動しない)

④アクセルペダルをゆっくり踏み込む

[ここまでが通常の走行時に操作するアクセルペダルの使用範囲です。]

⑤アクセルペダルが一段と重くなる。(エンジン停止体感警告)
(ペダルが床またはストッパーに当りペダルが重くなる)

⑥更にアクセルペダルを踏み込む。(エンジン停止予告)
警告ブザーが鳴ると同時にコントローラーの警告ランプ(黄色)が点灯し、“アクセルを踏んでいます”と音声案内があります。

⑦更にアクセルペダルを踏み込む。(エンジン停止状態)
警告ランプ(赤色)が点灯します。同時に次の音声が流れます。“強く踏み込んだため、エンジンをオフにしました。システムを復旧するため、落ち着いて、この後のガイド通りに行ってください。周りを確認し、安全に停車します。安全に停車したことを確認し、ギヤをパーキングに入れてください。次にエンジンを完全に切り、ブレーキペダルを踏んで再度エンジンをかけてください。システムが復旧します”と音声案内があります。
警告ブザーはアクセルを離すと停止します。

※車種によりインパネの照明が消灯します。

⑧リセットして元に戻す
コントローラースイッチ ON を OFF にしてから再度 ON にすると元の状態に戻ります。

使用上のご注意

- アクセルペダルを強く踏み込むとエンジンが停止します。本装置は駐車時・発進時の（前進及び後退時）ペダル踏み間違いによる事故防止を目的とした安全運転補助装置です。「急発進」「急加速」運転や「高速道路」「急登坂路」など、アクセルをいっぱい踏み込む運転が必要な場合は予めスイッチを切ってください。
- 本装置はアクセルペダルを踏み込んで行くとペダルが重くなり、アクセルペダルの踏み過ぎをドライバーに知らせます。更に踏み込むとエンジンが停止する装置ですので、常に運転前に始業点検の方法に従って点検を行いペダルの感覚を覚えてください。本装置の正常な作動とスイッチの入れ忘れを防止するためにも必要です。
- 走行中エンジンが停止した場合は、落ち着いてハンドル操作をして安全な場所に車を停めてください。本装置は車のブレーキ装置と連動していません。エンジンが停止するとパワーステアリングのアシスト装置が働かなくなりハンドルが重くなる車種もあります。注意して安全な場所に車を停めてください。
- 走行中エンジンが停止するとブレーキの効きが悪くなります。通常よりブレーキペダルを強く踏んでください。
- 本装置はアクセルとブレーキを踏み間違えた場合でも、アクセルペダルを踏む力が弱いと、エンジン停止用ペダルセンサーが正常に作動しませんのでご注意ください。
- 本装置を装着した車を他の人が運転する場合は、必ず取扱説明書を良く読み、操作方法を十分理解されることが必要です。
- 本装置を装着した車を他の人に譲渡する場合や下取りに出す場合は、お買い上げいただいた取付販売店様や取付サービス工場様に入庫され、本装置の機能を停止していただくことが必要です。
- 本装置の警告シールを損傷または紛失した場合、速やかに取付販売店様より取り寄せ、目立つ場所に貼ってください。
- 本製品は改良のため、予告なく仕様を変更する場合があります。



本装置は車のブレーキとは連動していません。
本装置が作動した後、車を停める時はブレーキペダルを強く踏んでください。

定期点検記録

必ず行ってください。

年1回、12ヶ月毎の定期点検を依頼される時は、次ページ以降の定期点検整備記録、定期点検項目記録に点検結果を記入するよう、取扱販売店様及び専門サービス工場様にお願いしてください。尚、点検は有償となります。費用は取付販売店様等にご確認ください。

定期点検整備記録 (新車 使用過程車) どちらかのにチェックを入れる

本装置を取り付けたお車を安全かつ永く快適に、ご使用いただくためには本装置に不具合がないか定期的にチェックし、調整する必要があります。

弊社が指定している年 1 回、12 ヶ月毎の定期点検整備を適切に行うことはお客様の義務であり、結果として、万一の場合の本装置の作動を確実なものにします。

定期点検整備を依頼される場合は、取付販売店様及び専門サービス工場様でスタンプを貰ってください。定期点検整備を受けていない場合は、保証を受ける権利を失うこととなりますので確実に行ってください。

※保証期間が過ぎた場合も定期点検整備は行ってください。

| | | |
|-----------|-----------|-------------|
| 12 ヶ月 | 12 ヶ月定期点検 | サービス工場のスタンプ |
| 実施日 | 年 月 日 | |
| 点検時の総走行距離 | k m | |

| | | |
|-----------|-----------|-------------|
| 24 ヶ月 | 12 ヶ月定期点検 | サービス工場のスタンプ |
| 実施日 | 年 月 日 | |
| 点検時の総走行距離 | k m | |

| | | |
|-----------|-----------|-------------|
| 36 ヶ月 | 12 ヶ月定期点検 | サービス工場のスタンプ |
| 実施日 | 年 月 日 | |
| 点検時の総走行距離 | k m | |

| | | |
|-----------|-----------|-------------|
| 48 ヶ月 | 12 ヶ月定期点検 | サービス工場のスタンプ |
| 実施日 | 年 月 日 | |
| 点検時の総走行距離 | k m | |

| | | |
|-----------|-----------|-------------|
| 60 ヶ月 | 12 ヶ月定期点検 | サービス工場のスタンプ |
| 実施日 | 年 月 日 | |
| 点検時の総走行距離 | k m | |

※保証期間：本製品の取付日から 3 年または 6 万キロ走行のどちらか早いほうで満了する迄です。

定期点検項目記録 (新車 使用過程車) どちらかの にチェックを入れる

ここでは定期点検整備に於ける点検項目の状況及び結果を記録できるようになっています。この記録は今後適切な点検整備を行うためのデータとなりますので、実施した点検項目について確実に記入してください。(取付販売店様、専門サービス工場様用)

| FC-S1 点検項目 | | 12ヶ月 | 24ヶ月 | 36ヶ月 | 48ヶ月 | 60ヶ月 |
|------------|---|------|------|------|------|------|
| ① | スイッチの作動と取付状態 (始業点検の方法参照) | | | | | |
| ② | アクセルペダルの通常走行使用範囲の適正 | | | | | |
| ③ | アクセルペダルが重くなる位置と警告灯(黄)点灯及びブザーの鳴動、音声案内の確認 | | | | | |
| ④ | エンジン停止と警告灯(赤)点灯及びブザーの鳴動、音声案内の確認 | | | | | |
| ⑤ | アクセルペダルに取り付けたペダルセンサーの取付状態 | | | | | |
| ⑥ | アクセルペダルラバーの亀裂点検 | | | | | |
| ⑦ | アクセルペダル下のフロア及び障害物の有無 | | | | | |
| ⑧ | 電気配線状態と干渉の有無 | | | | | |
| ⑨ | アクセルペダルアーム及びロットへ取り付けたペダルセンサー配線取付状態 | | | | | |
| ⑩ | 警告シールの損傷状態 | | | | | |

※点検結果を下記の記号で記録してください。

| | | | | | | | |
|----------|----|----------|----|----|----|----|----|
| 異常 無し | 点検 | 締め 付け | 調整 | 清掃 | 修理 | 分解 | 交換 |
| ✓ | I | T | A | C | △ | ○ | × |




保証規定

1. 保証の内容

保証は本保証書に示されている期間内で、取扱説明書に従って正しく使用されたにもかかわらず、製造上の不備に起因する故障が生じた場合には、弊社が責任をもって無償修理いたします。

2. 保証修理の受け方

保証修理を依頼される時は、お買い上げの取付販売店様または取付サービス工場様に保証修理をお申し付けください。記入済み保証書がついた本取扱説明書（定期点検整備記録 / 定期点検項目記録 / 納車確認書 / 保証書）をご提示されない場合は保証修理をお引き受けできません。その場合は有償修理となります。

3. 保証期間


保証修理を受けられる期間は、本装置の取付日から3年間または6万キロ走行のどちらか早い方が満了する迄です。但し、両面テープ等の消耗品は初期不良（取付後10日間）のみ保証します。


4. 保証の条件

取扱説明書に従って正しく使用されている場合に保証修理いたします。
次の事項が守られていない場合は保証が適用されませんのでご注意ください。
※自動車販売店様または専門サービス工場様での取付。
※取扱説明書に従った正しい使用。
※年1回、12ヶ月毎の有償点検。
※ワンオーナー車（本装置の最初の購入者・使用者）の使用限定厳守。
※車を使用する前の本装置の始業点検の実施（エンジンは掛けない）。
※本保証書は日本国内においてのみ有効です。

5. 保証対象外の免責事項

保証期間内であっても、次の事項が守られていない場合は保証が適用されませんのでご注意ください。
※本装置を他車へ付け替えた場合、免責とします。
※専用ハーネス、封印カプラーによる機能停止した場合。
※自動車販売店様及び専門サービス工場様以外の取り付け。
※取扱説明書に従わない使い方をした場合。
※年1回、12ヶ月毎の有償点検をしなかった場合。
※ワンオーナー車（本装置の最初の購入者・使用者）の使用限定以外。



- 
- 下記の場合は保証期間内でも有償修理となりますのでご注意ください。
 - ※ 落下、衝突、事故、異常電圧による故障。また、火災、地震、風水害、落雷、公害及び他の天災地変による故障や損傷。
 - ※ 本装置が接続されている他の機器が原因で故障が生じた場合。
 - ※ 本装置の構造、機能を改造または調整、変更した場合。
 - ※ 本装置を分解、付け替えされた場合または自動車以外に使用した場合。

6. その他の免責事項

本装置を取り付けたお車を安全かつ快適にご使用いただくために、お買い上げいただいた取付販売店様や専門サービス工場様に入庫され、年1回、12ヶ月毎の定期点検をお受けいただくことが絶対必要条件です。これらの点検整備にかかる費用は、お客様のご負担となりますのが、ご了承願います。また、保証修理以外に次に示すようなものの費用を弊社は負担することは出来かねます。

- 本装置に不具合が生じ、保証修理で取付販売店様等に入庫した期間の不便さを補う為の補償は免責とさせていただきます。
- 自動車を使用できなくなったことによる損失（レッカー・牽引代、レンタカー代やタクシー代、電車・バス代などの交通費、ならびに電話代、宿泊代、休業補償、積荷補償、商業的損失、企業損失など）。
- 本装置を装着した後、ペダルの踏み間違いで起こした事故及び損害。
- お客様または第三者が本装置及び付属品を誤使用したことにより受けた損害。
- 保証書兼お客様・ご登録カードを紛失した場合。
- 不具合品の交換に要した費用。
- 不具合品の返却が滞っている場合、クレーム対象外といたします。

◆ サポート問い合わせ先

株式会社 エフ・アール・シー サービス課
〒194-0037 東京都町田市木曽西 2-3-8
TEL:042-793-7746

土日・祝日及び弊社休業日を除く【10:00～12:00 13:00～17:00】

納車確認書 / 保証書について

■右ページの納車確認書にお客様の確認・印又はサインをしてください。

P.17の保証書に必要な事項を取付販売店様にて記入してください。

1. お客様に、納車確認書と保証書付き説明書の原本、レシート(領収書)をお渡しください。
点検・修理の際には、P10,11 定期点検整備記録 / 定期点検項目記録、P.15 納車確認書、P.17 保証書が必要となります。

株式会社 エフ・アール・シー 御中

セフティ・ドライビング・アシストシステム装着車 納車確認書

セフティ・ドライビング・アシストシステム装着車の納車に際し、担当営業より以下の説明を聞き確認しました。

- ・本装置を使用する前に取扱説明書を精読すること。
- ・運転前の始業点検を必ず実施すること。
- ・使用上の注意事項。
- ・年1回、12ヶ月毎に入庫して有償点検を受けること。
- ・「急発進」「急加速」運転やアクセルをいっぱい踏み込む場合のある「高速道路」「急登坂路」ではスイッチを切ること。
- ・装着車を第三者に譲渡、または下取りに出す場合、取付販売店様に車両を入庫して本装置の機能を停止すること。

私は、説明いただいた上記内容を守り正しく使用します。

お客様記入欄

令和 年 月 日

〒住所：

お名前：

印（本人直筆の場合は不要）

電話番号：

「納車確認書裏面」

セフティ・ドライビング・アシストシステム保証書

| | | | |
|---------|------------------|----------------|----------------|
| 車 両 番 号 | 車 名 | 年 式 初年度登録 | 型 式 |
| | | | |
| 車 台 番 号 | | 型式指定番号 | 類別区分番号 |
| | | | |
| 製品番号 | | 車両名称 | |
| 取付日 | 令和 年 月 日 | 取付時 走行距離 | km |
| お客様 | ふりがな | | |
| | 会社名 又は お名前 | | |
| | ご住所 | 〒 | |
| | TEL | | |
| 取付販売店 | ふりがな | | |
| | 会社名 取付者 | (販売店名 / 住所印も可) | |
| | ご住所 | 〒 | |
| | TEL | | |

「保証書裏面」



A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines spaced evenly down the page.

F.R.C. CO., LTD.

株式会社エフ・アール・シー

〒194-0037 東京都町田市木曽西 2-3-8

URL <https://www.frc-net.co.jp>



4-381-001